

～紙をリサイクルしよう！～

古紙は、市の処理施設では受け入れできません。古紙回収業者や一般廃棄物収集運搬業許可業者に相談して、効率のよいリサイクルシステムを確立させましょう。

古紙回収リサイクルシステムの構築例

1 古紙専門回収事業者の利用

市内には、次に示すような古紙専門回収事業者があります。これらの事業者の提供するサービスを利用する方法があります。

地区	事業者名	所在地	電話番号	【サービスの内容】					
				訪問回収			持ち込み受入れ		
				一般古紙	機密書類	シュレッダー紙	一般古紙	機密書類	シュレッダー紙
平	(株)アイタ	中央台高久1丁目20-2	29-5471						
平	(株)清水屋	平字尼子町1-8	25-4574						
平	鈴木商店	郷ヶ丘一丁目11-3	28-4343						
平	前田商店	平中山字柿の目21-2	22-1521						
小名浜	(有)雨正商会	小名浜字定西79-2	92-2548						
小名浜	菅原商店	泉玉露1丁目10-5	56-3308						
小名浜	(株)高良	泉町下川字大剣1-35	56-0748						
小名浜	溝井紙商(株)	小名浜大原字曲淵121-1	53-5587						
勿来	溝井商店	錦町宮ノ前80-1	62-2726						
常磐	佐藤商店	常磐湯本町上川1-35	42-3090						
四倉	(有)高根沢産業	四倉町字西四丁目45	32-2002						
好間	早川商店	好間町川中子字加賀分20-2	23-3573						
好間	(有)平陽商会	好間町中好間字田中26-3	36-2705						

一般古紙とは、新聞紙、雑誌、段ボールなど、機密書類やシュレッダー紙以外の古紙です。この情報は、平成22年3月末の情報です。サービス内容に変更があるかもしれません。

2 収集運搬許可業者による処理委託

一般廃棄物収集運搬許可業者の中にも、古紙をリサイクルルートに乗せてくれる業者がいます。御利用の業者に相談してください。

業者と相談の上、各事業所の実情に合わせ、コスト・利便性の面で最適な業者を選び、経費節減をしましょう。なお、市処理施設に可燃ごみを直接搬入する場合、手数料として100円/10kgを徴収されますが、古紙専門回収業者に持ち込んだ場合は、無料であることが多いようです(業者によって、状況は異なりますので確認してください。)

～ 古紙に混ぜてはいけないもの～

紙の原料にならない物を「禁忌品」といいます。原料とならない物や、障害になるものはあらかじめ除いておきましょう。

これらが混入すると、せっかくの再生品も使い物にならなくなります。

感熱発泡紙	ビニールコート紙	ワックス加工紙	油紙
写真	合成紙	捺染紙（昇華転写紙...アイロンプリント等）	
粘着物が付いた封筒	粘着テープ類	金属クリップ類	布製品

資源化できない一般廃棄物の紙類は、市処理施設で受入可能です。
一般的なものを表示しています。詳しくは業者等に確認してください。